

要治療者に対する受診勧奨業務委託機関の募集について

1. 委託業務概要

全国健康保険協会愛媛支部の生活習慣病予防健診受診者のうち、血圧値、血糖値またはLDL コレステロール値が受診勧奨域のものに対して行う健診当日の受診勧奨業務、または健診結果送付後の電話等による受診状況の確認及び受診勧奨業務について委託するもの。

2. 委託契約及び委託契約期間

委託契約は、全国健康保険協会愛媛支部長と選定基準を満たした機関との間で契約を締結し、委託期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(委託開始日は選定通知とともにお知らせします。)

3. 選定基準

「要治療者に対する受診勧奨業務委託実施要領」の「2 受託要件」を満たしていること。

4. 提出書類

- (1) 全国健康保険協会愛媛支部要治療者に対する受診勧奨業務受託申請書 (様式1)
- (2) 見積書 (様式2)
- (3) 要治療者に対する受診勧奨業務従事者名簿 (様式3)
- (4) 要治療者に対する受診勧奨業務実施計画書 (様式4)

5. 受付 (予定) 期間

令和8年2月19日 (木) から令和8年3月2日 (月) 16時00分まで

6. 提出・問い合わせ先

〒790-8546 松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟1階

全国健康保険協会愛媛支部 保健グループ 担当：柴岡

電話 089-947-2100 (音声案内で2番を押してください) ※FAXでの提出は不可

7. 留意事項

- (1) 実施できない場合は、(様式5)にその理由をご記入いただきご提出ください。
- (2) 提出された書類一式は、返却しませんのであらかじめご了承ください。
- (3) 応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用はすべて申請者の負担とします。

以上